

社会福祉法人育幼会名簿

【役員名簿】 定数（理事 6名 監事 2名） 欠員（理事 0名 監事 0名）

役職名	氏 名
理事長	田 名 部 一 成
理 事	棟 方 昌 恵
理 事	地 代 所 修 司
理 事	石 鉢 清 人
理 事	中 村 時 雄
理 事	田 名 部 翔 馬
監 事	西 舘 清 司
監 事	田 名 部 昌 弘

【評議員名簿】 定数（ 7名） 欠員（ 0名）

役職名	氏 名
評議員	林 正 直
評議員	田 名 部 直 美
評議員	石 藤 勝
評議員	田 名 部 喜 郎
評議員	和 山 淑 子
評議員	加 藤 綾 子
評議員	佐 々 木 隼 人

社会福祉法人育幼会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人育幼会定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与其他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁済)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。
2 費用の弁償については、社会福祉法人育幼会旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第6条 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

社会福祉法人育幼会 法人役員等旅費支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育幼会 理事、監事、第三者委員及び評議員、評議員選任・解任委員（「役員等」とする）の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

(旅費の支給)

第2条 役員が出張もしくは、理事会（監査も含む）、評議員会等に出席した場合は旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（高速道路の料金及びその他の道路において徴収される交通料金を含む）、日当、及び宿泊料とする。

(旅費の支給)

第4条 研修等旅費の種類は別表1の通りとする。理事会、評議員会等の費用弁償は別表2の通りとする。

(旅費の支給額)

第5条 外国旅行の旅費に関しては国家公務員の旅費に関する法律を参照して理事長が定める。

(旅行経路)

第6条 旅行は最も経済的な通常の経路及び方法により行うものとする。ただし、天災その他、やむを得ない事情による場合はその限りでない。

(概算払い)

第7条 旅費は概算払いをすることができる。

2 概算払いをうけ旅行した場合は帰着後、直ちに精算しなければならない。

(旅行命令、旅費の請求手続き)

第8条 旅行命令、旅費の請求手続き等については、職員旅費規程を準用する。

(旅費の調整)

第9条 理事長は特別な事情により、この規程により難い旅行及び旅費について調整することができる。

(評議員の費用弁償)

第10条 評議員会に出席した場合、別表2に示す額を費用弁償として支給する。

(理事、監事の費用弁償)

第 11 条 理事会、指導監査に出席が求められ、その会議などに出席した場合、別表 2 に示す額を費用弁償として支給する。

(内部監査の費用弁償)

第 12 条 内部監査を行った場合、別表 2 に示す額を費用弁償として支給する。内部監査に於いて理事等の立ち合いが求められ監査に立ち合った場合も別表 2 に示す額を費用弁償として支給する。

(苦情解決第三者委員の費用弁償)

第 13 条 第三者委員が苦情解決のために必要な業務を施設に於いて行った場合、また理事会等に出席が求められ その会に出席した場合、別表 2 に示す額を費用弁償として支給する。

(評議員選任・解任委員の費用弁償)

第 14 条 評議員選任・解任委員がその業務を行った場合、別表 2 に示す額を費用弁償として支給する。

(理事長勤務の費用弁償)

第 15 条 理事長が施設において施設運営状況、会計決算及び予算等、経理状況の確認や辞令交付等の業務を行った費用弁償の額は別表 2 に示す。

(その他)

第 16 条 本規程事で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

附則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

別表1 旅費の支給額

研修等、出張による旅費	旅費の支給額	摘要
鉄道賃	1 新幹線グリーン車料金	
船賃	1 船舶による必要な運賃 2 寝台又は個室を必要とした場合、その料金	
車賃	1 交通機関(バス、タクシー)の定める料金 2 自家用車の場合1kmにつき40円とする。 3 高速自動車道路料金 4 その他必要な料金(駐車料金など)	法人で行う理事会、評議員会、監査、指導監査立会の旅費は別表2による。
飛行機	1 飛行機による必要な運賃 2 その他必要な料金	
宿泊料	宿泊料金は1泊 12,000円とする。 (食事代含む)	指定宿泊の場合で左記の料金を超える場合は、実費を支給する。
法人本部で行われる旅費及び日当	旅費の支給額	摘要
理事会、評議員会、監査に出席した評議員、理事、監事へ	別表2による。	指導監査に出席した理事、監事も同様とする。
第三者委員	同上	法人本部及び施設内に於いて苦情解決のための業務を行った場合
理事長の専決業務等の費用弁償	理事長専決業務、その他会計年度決算の確認、事業計画、事業報告の確認、運営状況の確認、その他、法人本部及び施設に於いて行われた理事長の業務について費用弁償として支給する。	

別表2 法人本部で行う理事会、評議員会、監査、指導監査立会等の費用弁償

会議などの種類		支払い対象者 (実際に業務を行った委 員)	金額	備考
理事会、評議員会		理事、監事、評議員	3,000 円	会議が1日複数回あった場合に於いても1回分の支給とする。 役員である職員には支給しない。 その他の会議の費用弁償は理事長の承認によって支給する。
評議員選任・解任委員会		評議員選任・解任委員会 委員	2,000 円	
内部 監査	通常監査	監事	3,000 円	
	決算監査	監事	5,000 円	
理事長専決等の業務		理事長	5,000 円	
指導監査立会		理事、監事	4,000 円	
苦情解決業務		第3者委員	3,000 円	
その他の会議		理事、監事、評議員、他	4,000 円	理事会、評議員会等に於いて理事長、理事、評議員の要請により他の委員の出席を求められ出席した場合